

平成 20 年 1 月 24 日
企業会計基準委員会

企業会計基準適用指針公開草案第 28 号

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」の公表

コメントの募集

これまで子会社及び関連会社の範囲の判定等に関しては、日本公認会計士協会 監査委員会報告第 60 号「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する監査上の取扱い」（以下「監査委員会報告第 60 号」という。）が実務上の指針として用いられてきました。企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、監査委員会報告第 60 号のうち会計上の取扱いに関する部分について、その内容を引き継いで新たな適用指針を定めることとし、加えて会社法の施行への対応や取扱いの明確化が必要と考えられる点への対応について審議を重ねてまいりました。

今般、平成 20 年 1 月 17 日の第 144 回企業会計基準委員会において、標記の適用指針の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表を承認しましたので、本日公表いたします。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 20 年 2 月 25 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、氏名又は名称が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

記

電子メール： VC-hanni@asb.or.jp

ファクシミリ： 03-5510-2717

なお、当委員会では、新たな会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について、その内容を新たに公表する会計基準等の文末に記載する方法を採用することとしております。詳細につきましては、以下をご覧ください。

「新会計基準等の公表による他の会計基準等の修正について」

本公開草案の概要

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、これまでの取扱いと異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

■ 目的（第1項）

本適用指針は、子会社及び関連会社の範囲について、「連結財務諸表制度の見直しに関する意見書」及び「連結財務諸表原則」（以下「連結原則」という。）並びに「連結財務諸表制度における子会社及び関連会社の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」（以下「子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い」という。）を適用する際の指針を定めるものである。

■ 範囲（第2項）

本適用指針は、連結財務諸表を作成することとなる場合に適用する。

■ 他の会社等の意思決定機関を支配していないこと等が明らかであると認められる場合の明確化（第16項(4)及び第24項）

監査委員会報告第60号2(6)⑤及び⑥並びに3(4)①及び②で示されていた取扱いについて、考え方を整理し、該当する場合を具体的に示すこととした。すなわち、ベンチャーキャピタルなどの投資企業（投資先の事業そのものによる成果ではなく、売却による成果を期待して投資価値の向上を目的とする業務を専ら行う会社等）が投資育成や事業再生を図りキャピタルゲイン獲得を目的とする営業取引として、又は銀行などの金融機関が債権の円滑な回収を目的とする営業取引として、他の会社等の株式や出資を有している場合には、子会社等の範囲の見直しに係る具体的な取扱い一3にいう他の会社等の意思決定機関を支配していることに該当する要件を満たしていても、次のすべてを満たすようなとき（ただし、当該他の会社等の株主総会その他これに準ずる機関を支配する意図が明確であると認められる場合を除く。）には、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の会社等の意思決定機関を支配していないことが明らかであると認められ、子会社には該当しないことを明示した。

- ① 売却等により他の会社等の議決権の大部分を所有しないこととなる合理的な計画があること
- ② 他の会社等との間で、通常の取引として投融資を行っているもの以外の取引がほとんどないこと
- ③ 他の会社等の事業の種類は、自己の事業の種類と明らかに異なるものであること
- ④ 他の会社等とのシナジー効果も連携関係もないこと

なお、他の会社等の株式や出資を有している投資企業や金融機関は、実質的な営業活動を行っている会社等であることが必要である。また、当該投資企業や金融機関が含まれる企業集団に関する連結財務諸表にあつては、当該企業集団内の他の連結会社（親会社及びその連結子会社）においても上記②から④の事項を満たすことが適当である。

また、関連会社の判定（他の会社等に重要な影響を与えることができないことが明らかであると認められる場合）についても、同様の定めを置いている。

■ **利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあるため連結の範囲に含めない子会社及び持分法を適用しない関連会社（第 19 項及び第 26 項）**

連結原則 第三 一 4(2)では、子会社のうち、連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社等は、連結の範囲に含めないものとしている。一般に、それは限定的であると考えられており、監査委員会報告第 60 号では具体例は示されていなかったが、本適用指針では、現行の実務等を考慮した具体例を示すこととした。

また、子会社の場合と同様に、持分法を適用することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある関連会社（非連結子会社を含む。）に対する投資については、持分法を適用しないことを明示し、現行の連結財務諸表規則における取扱いと整合させることとした。

■ **海外の子会社等が連結財務諸表を作成している場合の連結子会社及び持分法適用関連会社の範囲**

平成 18 年 5 月に公表された実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、監査委員会報告第 60 号 8 の定めは適用されないこととなるため、本適用指針には、当該扱いは示されていない。なお、監査委員会報告第 60 号については、改廃を検討することが適当である。

■ **適用時期等（第 29 項及び第 30 項）**

- (1) 平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度から適用する。ただし、平成 20 年 3 月 31 日以前に開始する連結会計年度から適用することができる。
- (2) 本適用指針の定めを適用することにより、これまでの会計処理と異なることとなる場合には、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱う。

以 上